

高松市立牟礼小学校情報機器等の管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市個人情報保護条例、高松市立学校情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という）に基づき、高松市立牟礼小学校（以下「本校」とする）のICT機器等をTENSに接続して利用する際の管理運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱で用いられる用語は、対策基準で定められた定義と同一のものとする。

(情報セキュリティ管理者)

第3条 本校の情報セキュリティ管理者を、校長とする。

(取扱責任者)

第4条 校長は、学校内のICT機器の取り扱いの実務において、本校の教職員の中より、取扱責任者を置く。

(報告)

第5条 校長は、ICT機器の利用状況及び、個人情報保護の状況について把握し、教育委員会より求めがある場合は、速やかに当該状況について報告しなければならない。

(教職員の責務)

第6条 ICT機器及びインターネットの利用に当たっては、児童の情報活用能力の育成と学習活動の活性化を図るとともに、児童及び関係者の個人情報の管理及び保護の監督を果たさなければならない。

2 教職員は、TENS取扱責任者を中心として、ICT機器の管理運用に努める。

3 教職員は、メディア主任及びTENS取扱責任者を中心として、児童の情報活用能力の育成を図るため、組織的に指導を行う。

(利用形態)

第7条 本校のTENS接続コンピュータの利用形態は、以下のとおりとする。

(1) 教育用コンピュータは、校長及び教職員、児童が利用するユーザアカウントで、教室等の児童接続領域（以下「教育用領域」という）において、無線LANに接続して使用する。ただし、学校図書館で図書の貸出し・返却に用いるコンピュータは、教育用領域において有線LANに接続して利用する。

(2) 校務用コンピュータは、「校務用領域」において有線LANに接続して利用することを原則とし、無線LANに接続して利用することは禁止する。また、校務用領域において、パスワード設定によるユーザ管理をする。

(3) 教育用コンピュータを校務用コンピュータに利用する必要がなくなった場合は、速やかに校務用のユーザアカウントを削除し、児童が利用できるようにする。

(4) 教育用に導入したタブレット端末を学校で利用する場合は、次の各号を満たしていなければならない。

① CISOにTENS接続申請が提出され、承認されていること。

② 高松市立学校情報セキュリティ対策基準第3条第9項に規定する管理システムがインストールされていること。

③ インターネットの利用に係るTENS接続コンピュータの外部への接続は、TENSサーバを経由する接続に限定されていること。

④ ウィルス対策ソフトが導入されており、常に、最新のパターンファイルに更新されていること。

⑤ すべてのタブレット端末は、教育用領域においてのみ使用し、校務用領域においては使用しないこと。

⑥ 別に定める「高松市立学校におけるタブレット端末等利用規程」を遵守すること。

(5) TENS接続コンピュータを校外に持ち出し、使用してはならない。ただし、教育用コンピュータ及びICT機器については、教育利用を目的とし、管理責任者である校長の事前の許可を得たときは、この限りではない。

(6) 校内において、個人所有のICT機器をTENSへ接続し、または校務で使用することを禁止する。ただし、特別な支援が必要な児童生徒のICT機器の持ち込みについては、平成28年度高総教セ号外「特別な支援が必要な児童の個人所有の支援用ICT機器の持ち込みについて（通知）」に従うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 校長及び教職員は、児童ならびに児童の保護者及び関係者の個人情報を管理するに当たり、「個人情報は、教育活動に寄与するために、当該関係者から預かっている極めて重要なものである」という共通理念のもと、特に以下の項目に留意し、厳重な管理のもと、個人情報の保護を行わなければならない。

(1) 個人情報は、TENS-SVで一元管理する。ただし、デジタル教材や学習支援ソフトなどを利用する際には、校長が認める範囲で児童の個人名、所属、学年、学級、出席番号、学習履歴及び成果物をパブリッククラウドに保存することができる。

(2) 個人情報は、TENS-SVを除くTENS接続コンピュータのハードディスク内に保存してはならない。ただし、作業時における一時保存は保存とはみなさず、作業終了後、TENS-SVにデータを移行し、作業を行ったTENS接続コンピュータから速やかにデータを消去する。

(3) 個人情報を外部記録媒体に保存して校内外を問わず持ち出すことは禁止する。

2 前項の規定にかかわらず、人種及び民族、思想、信条及び宗教、犯罪歴その他特に社会的差別の原因となるものに関する個人情報は、これを取り扱ってはならない。

3 校長は、外部記録媒体の管理を厳正に行うとともに、教職員が無断で個人情報を保管しないよう指導しなければならない。

4 第1項各号の規定にかかわらず、校務の運営上、校長が特に必要であると判断した個人情報については、校長が第12条に定めるUSBデバイス等に保存し、管理することは可とする。その場合、鍵のかかる金庫等に保管するなど、厳重な管理を行う。

5 第1項各号の規定にかかわらず、校務を整理する必要上、市立学校の副校長・教頭（以下「教頭」という）が校長の指示を受け、校長が特に必要であると判断した個人情報を教頭が保管することは可とする。その場合の保管については、前項の定めによる。

6 校長及び教職員は、異動等による勤務校の離任にあたり、TENS-SVまたは第4項及び第5項に規定するUSBデバイス等に保存された個人情報のうち、残置するものは後任の校長または教職員に確実な引き継ぎを行い、他のものはその全てを消去しなければならない。

(校務情報の管理)

第9条 校務情報の全ては、次の各号に留意して管理しなければならない。

(1) 校務情報は、TENS-SVで保存するとともに、TENS-SV以外のサーバに保存してはならない。ただし、映像データや授業のために作成したデータ等については校内サーバ及びパブリッククラウドに保存してもよい。その場合、映像データは校内SV-1（以下「SV-1」）、授業のために作成したデータ等については校内SV-5（以下「SV-5」）に保存する。

(2) 校長及び教職員が校務情報を使用することが特に必要な場合は、TENS-SVから自動暗号化機能付きUSBメモリに一時保管し、または校外へ持ち出すことは可とする。ただし、当該USBデバイスは、第13条に掲げるものに限る。

(3) 前号において当該使用者は、管理簿に必要事項を記載し、校長または教頭の許可を得た上で使用する。また、使用後は、TENS-SVにデータを移行し、速やかにデータを消去する。

(一般情報の管理)

第10条 一般情報の全ては、次の各号に留意して管理しなければならない。

(1) 校務で作成した情報のうち、教職員相互で共有して利用すべき一般情報はTENS-SV及び校内-SV内またはパブリッククラウドに保存し、教職員間で情報共有しやすい環境作りに努める。

(2) 校長及び教職員が個人で一般情報を保存し、または一般情報を移動する必要がある場合は、自動暗号化機能付きUSBメモリを使用することを可とする。ただし、当該USBデバイスは、第14条に掲げる

ものに限る。

(画像等の管理)

第11条 デジタルカメラ及びタブレット端末等で児童等の写真または動画を撮影する場合は、肖像権に配慮しなければならない。また、画像等の管理については、外部記録媒体内に保管せず、撮影後、速やかにSV-1またはパブリッククラウドに保管することを原則とし、適切に管理する。

(TENSクラウドで使用するID及びパスワードの運用)

第12条 校長及び教職員がTENSクラウドで使用するID及びパスワードの運用管理は、次のとおりとする。

(1) ID等の運用

- ア 個人に付与されているIDは、教職員等相互間で共有しない。
- イ 個人に付与されているIDを忘れた場合には、直ちに校長及び教頭に報告する。

(2) パスワードの運用

- ア パスワードは教職員等相互間で共有しない。
- イ パスワードは秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない。
- ウ パスワードのメモを作らない。
- エ パスワードは7桁以上とし、半角英数、大文字小文字、数字が混在するものとする。
- オ パスワードの漏洩等の危険がある場合には、パスワードを速やかに変更する。
- カ パスワードは定期的に変更する。

(パブリッククラウドで使用するID及びパスワードの運用)

第13条 パブリッククラウドで使用するID及びパスワードの運用管理は次のとおりとする。

(1) IDの運用

- ア 管理・年度更新については校長が行う。
- イ 個人に付与されているIDは、教職員、児童等相互間で共有しない。
- ウ 教職員が個人に付与されているIDを忘れた場合には、直ちに校長及び教頭に報告する。
- エ 児童が個人に付与されているIDを忘れた場合には、直ちに担任または授業者に報告する。

(2) パスワードの運用

- ア パスワードは教職員等相互間で共有しない。
- イ パスワードは秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない。
- ウ パスワードのメモを作らない。
- エ パスワードの漏洩等の危険がある場合には、パスワードを速やかに変更する。

(USBデバイスの使用)

第14条 TENS接続コンピュータにUSBデバイスを接続して使用する場合は、次の各号を満たした適切な運用をしなければならない。

- (1) 管理システムに登録されたUSBデバイスであること。
- (2) 最新のパターンファイルに更新されたウィルス対策ソフトによって、ウィルス感染等が発見されなかったものであること。
- (3) USBデバイスの使用に当たっては、保存データの内容及び使用後のデータの削除について、管理責任者が目視確認をすること。
- (4) USBデバイスのうち、USBメモリにおいてはCISOによってパスワード設定され、使用が認められた自動暗号化機能付きUSBメモリであること。ただし、管理システムに登録した学校所有USBメモリを学校チャーム専用として使用することができる。

(SDカードの使用)

第15条 TENS接続コンピュータにSDカードを接続して使用する場合は、次の各号を満たした適切な

運用をしなければならない。

- (1) 使用できるSDカードは、市が導入したものと及び学校購入のものに限る。
- (2) 最新のパターンファイルに更新されたウィルス対策ソフトによって、ウィルス感染等が発見されなかったものであること。
- (3) SDカードに保存できるデータは教育目的としたものであり、デジタルカメラや実物投影機で撮影したり、電子黒板等から取り込んだりした画像もしくは動画に限る。

(ICT機器の管理)

第16条 校長及び教職員は、ICT機器の取扱い及び保管について、次の各号により適切に行わなければならない。

- (1) ノート型のコンピュータ及びタブレット端末については、施錠できる保管庫等に格納するなど、ウィルス感染及び盗難の防止のための措置を講じなければならない。
- (2) 情報機器以外のICT機器については、利便性も考慮しながら適切に保管する。
- (3) ICT機器の利用により収集した情報についても、適正な処理と管理を行う。
- (4) 「ウィルスバスター」によるウィルス感染の警告が表示された場合は、速やかに以下の対応を行う。
 - ① 警告画面を残した状態で、該当コンピュータに接続されているLANケーブルを抜く。
 - ② 管理職に報告し、警告が表示された経緯を説明する。
 - ③ 管理職の確認後、「ウィルスバスター」で該当コンピュータ内のウィルスチェックを行い、結果を管理職に報告する。

(ICT機器の運用)

第17条 校長及び教頭は、次の各号により管理システムを適切に運用し、教職員のICT機器の取扱いについて把握し、指導しなければならない。

- (1) 各年度に導入された校務用コンピュータ及び教育用コンピュータの資産管理を適宜行い、適切な運用がなされるよう教職員を指導する。
 - (2) USBデバイスの登録に際しては、必ずパスワード設定等のセキュリティ対策が講じられていることを確認する。また、当該USBデバイスを使用しなくなった場合は、速やかに破棄登録を行う。
 - (3) 新規に承認を得ようとするUSBデバイスやソフトウェア等の登録など、適切な運用に沿った要注意表示の解除について、CISOが校長から、校長が教頭から、教頭が教頭を除く教職員から依頼を受けた場合には、当該内容の確認後、速やかに表示を解除する。
 - (4) 校長及び教頭は、前号によらない要注意表示を視認した場合、速やかに該当する機器を特定し、必要に応じて関係職員から状況を聴取し、または厳正に指導するなど、適切な措置を講じる。また、措置を講じた後、表示を解除する。
- 2 校長及び教職員は、ICT機器を活用し、教育効果を高めるように努めなければならない。

(ソフトウェア等の導入)

第18条 校長及び教職員と児童は、設置しているTENS接続コンピュータに対し、導入時にインストールされているソフトウェア以外のもの（自作ソフトウェアを含む）を無断で使用してはならない。また、無断でソフトウェアの導入を行ってはならない。ただし、TENS接続コンピュータに係る「アプリケーションソフト等のインストール届出書」により、CISOに事前の許可を得たときは、この限りではない。

- 2 前項にかかわらず、TENS接続コンピュータ導入時にインストールされていたアプリケーションソフトの更新及びICT機器に関わるドライバのインストールについては、CISOの指示のもと行うこととする。この場合、管理システムにより要注意表示が示されるので、インストールにあたる者は校長または教頭、またはCISOに報告しなければならない。
- 3 管理システムにより要注意表示が示されたときは、インストールに当たる者は、直ちに校長又は教頭、又はCISOに報告しなければならない。ただし、CISOに事前の許可を得たときは、この限りではな

い。

(ICT機器の修理及び廃棄)

第19条 学校において、ICT機器の修理・廃棄等を行おうとするとき、校長は次の各号に留意しなければならない。

- (1) 教育委員会が設置したICT機器の修理・廃棄を行うときは、事前にCISOの許可を得る。その際、CISOは、必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- (2) 教育委員会が設置していない、または貸借契約終了後も学校に残置したICT機器の修理・破棄については、校長が必要な措置を講ずる。この場合において、記録媒体の情報を復元不可能にするなど、個人情報の保護に万全を期さなければならない。
- (3) 記録媒体の含まれるICT機器を事業者に修理させる場合は、その記録媒体の情報を可能な限り消去した上で行う。

(インターネット等による情報発信)

第20条 インターネット等を利用して児童の個人情報を発信する場合には、本人及び保護者の同意を得ることを前提としながら、教師の指導及び校長の許可のもとに発信するものとする。

2 インターネット等で発信する児童の個人情報の取扱は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 氏名を表記する場合は、原則としてイニシャルを用い、名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、フルネームを使うことも可とする。
- (2) 児童の意見・考え・主張等については、教育上の効果を配慮した上で発信することができる。
- (3) 児童の写真を使う場合は、原則として集合写真とするなど、個人が特定できないよう配慮する。ただし、電子メール等相手が特定される場合には、教育上の必要に応じて、個人写真を使うことができる。
- (4) 住所・電話番号・生年月日・趣味・特技・その他の個人情報は発信しないものとする。ただし、電子メール等相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢・趣味・特技等を発信することができる。この場合においても、住所・電話番号・生年月日は発信しないものとする。

(ホームページの運用)

第21条 本校のホームページを発信する場合は、次の各号に定めるところにしたがい、校長の決裁を得て行うものとする。

- (1) CISOは、市立学校のホームページの情報をTENS-SV内で管理するものとする。
- (2) ホームページの更新については、各学校において適時適切に行うものとし、FTP接続用のソフトを用いてアップロードする。その際、校長は、著作権や児童の肖像権、個人情報保護等の観点から内容の妥当性を判断し、更新を許可しなければならない。
- (3) TENSブログ（以下「ブログ」という）を利用する場合は、「学校公式ホームページにおけるブログ利用申請書」の様式に記載し、CISOに提出しなければならない。また、校長は、ブログの更新をセキュリティ対策等に十分配慮し、許可しなければならない。
- (4) ホームページから教育目的でリンクする相手としては、学校または公的機関とする。また、本校のホームページを他の教育機関等が教育及び公益目的のために編集または加工して利用できるようホームページにその旨の条件等を明記しておく。

(受信及び送信する校務情報の取り扱い)

第22条 学校間通信において、受信した校務情報は、TENS-SVに保存後、速やかに消去することを原則とする。また、校務情報を送信する場合は、ファイルにパスワード設定をして送信することを原則とする。

(利用者の責務)

第23条 校長及び教職員は、TENSクラウドの管理・運用について、この基準に定める事項を遵守するほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 電子情報を改ざんし、滅失、又は漏洩する行為
- (3) 個人の名誉又はプライバシーを侵害する行為
- (4) 利用者ID又はパスワードを不正利用する行為
- (5) 自己のパスワードを公開し、又は安易に推測しやすいものにする行為
- (6) 職務目的以外で、TENS-SVへの接続、メールアドレスの使用及びインターネット等に接続する行為
- (7) TENS責任者の承認を受けずに、端末に周辺機器を接続する行為
- (8) TENS責任者の承認を受けずに、機器、設定等を変更する行為
- (9) その他TENS-SVの運用に支障をきたすおそれのある行為

(自宅で使用する個人パソコンの届け)

第24条 教職員が、自宅の個人パソコンを校務に使用する場合は、「個人所有パソコンの校務使用届出書」(以下「届出書」という)を校長に提出する。

- 2 校長は、前項により提出された「届出書」を審査し、適切に保管する。
- 3 校長が、自宅の個人パソコンを校務に使用する場合においても、「届出書」を作成し、前項の「届出書」とともに保管する。

(自宅におけるTENSクラウドの利用登録)

第25条 教職員が、自宅に個人的に所有するパソコン(以下「個人パソコン」という。)からTENSクラウドへの接続を希望する場合は、「TENSクラウドへの外部接続申請」(以下「接続申請」という。)を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 校長は、前項により提出された「接続申請」を審査の上、承認し、適切に保管する。
- 3 校長が、個人パソコンからTENSクラウドへの接続を希望する場合においても、「接続申請」を作成し、前項の「接続申請」とともに保管する。
- 4 校長は、第2項及び第3項の「接続申請」を集約した上で、「TENSクラウドへの外部接続申請一覧表」を作成してCISOに提出し、その承認(以下「外部接続承認」という。)を受けなければならない。

(自宅におけるTENS-SVの利用)

第26条 校長及び教職員が「外部接続承認」を受け、自宅において校務を処理する場合は、CISOが定める利用手順に従うほか、次の各号により取り扱う。

- (1) TENSクラウドへの接続方法及びパスワード等を職員以外の者に漏らさないなど、不正アクセスの防止に努めなければならない。
 - (2) 作業画面を職員以外の者の目に触れることがないように、十分に注意しなければならない。
 - (3) 自宅以外の場所で、個人パソコンやタブレット端末等からTENSクラウドに接続してはならない。
- 2 教職員は、前項に定める取り扱いに反し、または個人パソコンの盗難、セキュリティ侵害事案等の緊急事案が発生した際は、直ちに校長に報告し、同報告を受けた校長は、直ちにCISOに報告するとともに、当該教職員に適切な措置をとるよう指示しなければならない。

(自宅におけるTENSクラウドの利用登録内容の変更)

第27条 第25条により、「外部接続承認」を得た教職員において、「接続申請」の記載内容に変更が生じたときは、あらためて第22条の定めにより利用登録を行う。

(自宅におけるTENSクラウドの利用停止)

第28条 第25条により、「外部接続承認」を得た教職員において、「個人パソコン」による外部接続の利用を停止するときは、「接続申請」のメールアドレス欄に「利用停止」と記載して、校長に提出する。

- 2 校長は、前項の申請内容を確認後、「外部接続承認」の停止をCISOに報告する。

(教育委員会の定めるパブリッククラウドの利用)

第29条 パブリッククラウドを利用する場合は、次の各号を満たした適切な運用をしなければならない。

- (1) 教育委員会が定めるパブリッククラウドを利用する場合は、定められた接続及び権限の設定の範囲内で利用することができる。

(学校が定めるパブリッククラウドの利用)

第30条 各学校で定めたパブリッククラウドを使用する場合は次の各号を満たした適切な運用をしなければならない。

- (1) C I S Oの承認を受けること。
- (2) 教育目的の範囲内の利用であること。
- (3) 情報セキュリティインシデント管理に関する責任範囲と及びインシデント対応フローを、サービス仕様の一部として定めることについて、クラウド事業者に対して求める。
- (4) クラウド事業者と契約時に守秘義務、目的外利用及び第三者への提供の禁止条項を締結する。
- (5) パブリッククラウド内に保存することができる情報は、原則として校務情報及び一般情報に限る。
- (6) I D・パスワードの管理運用は校長が行う。

(自宅におけるパブリッククラウドの利用)

第31条 校長、教職員及び児童が自宅においてパブリッククラウドを利用する場合は次の各号による取扱いを行う。

- (1) 教育委員会が定めたパブリッククラウドの利用については、定められた接続及び権限の設定の範囲内で利用することができる。
- (2) 各学校で定めたパブリッククラウドの利用については、サービスの提供に必要な情報のみを保存することができる。

(要綱の見直し)

第32条 学校教育におけるインターネット利用の進展等に伴い、この要綱の規定に見直しの必要が生じた場合や、対策基準が改正された場合、それに従って変更するものとする。

- 附 則
- ・この要綱は、平成22年5月1日から実施する。
 - ・この要綱は、平成24年5月1日から実施する。
 - ・この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
 - ・この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
 - ・この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
 - ・この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
 - ・この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
 - ・この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
 - ・この要綱は、令和5年4月1日から実施する。